

瀬戸市指定袋等の取扱店に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市条例第9号）第8条の規定により一般廃棄物処理手数料を徴収するに当たり、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年瀬戸市規則第15号）第10条第2号の規定により販売される燃えるごみ及び燃えないごみの市指定袋（以下「市指定ごみ袋」という。）並びに同条第3号の規定により交付される粗大ごみ処理券（以下「指定袋等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定袋等の交付ができる者)

第2条 指定袋等を一般廃棄物処理手数料を徴収した上で交付すること（以下「交付」という。）は、この要綱により市長の指定を受け、かつ、交付に係る業務（以下「取扱業務」という。）について、市が指定する一般廃棄物処理手数料の徴収管理を行う者（以下「徴収管理業者」という。）と委託契約を締結した者のみが行うことができる。

2 何人も指定袋等を景品、賞品等として提供してはならない。

(指定の要件)

第3条 前条第1項の規定により市長の指定を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗を有すること。ただし、市長が指定袋等を市外で取り扱う必要があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 第8条に規定する指定の解除を受けたものでないこと。
- (4) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと及び暴力団等と密接な関係を有していないこと。

(指定の申請)

第4条 第2条第1項の規定による市長の指定を受けようとする者は、瀬戸市指定袋等取扱指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市税納付状況調査同意書（第2号様式）又は市税に未納がないことを証する書類
- (2) 店舗所在地を示す地図
- (3) 店舗の外観を示す写真

(指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、瀬戸市指定袋等取扱指定決定通知書（第3号様式）により当該申請

をした者に通知するものとする。

(委託契約の締結)

第6条 前条の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定通知者」という。）は、速やかに取扱業務に係る委託契約を徴収管理業者と締結するものとする。

(指定内容の変更等)

第7条 指定通知者は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに瀬戸市指定袋等取扱指定変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 指定通知者は、当該指定を廃止する場合は、速やかに瀬戸市指定袋等取扱指定廃止届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の解除)

第8条 市長は、指定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定を解除するものとする。

(1) 指定袋等の取扱いに必要な資力及び信用を失った場合

(2) 指定通知者から第7条第2項に規定する瀬戸市指定袋等取扱指定廃止届が提出された場合

(3) この要綱の規定に違反した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取扱店として不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により指定を解除した場合は、瀬戸市指定袋等取扱指定解除通知（第6号様式）により通知する。

(手数料の返納)

第9条 市長は、第7条第2項の規定に該当する場合のほか、適当と認めたときは、指定通知者に対し、瀬戸市一般廃棄物処理手数料の一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付を受けようとする指定通知者は、瀬戸市一般廃棄物処理手数料返納書（第7号様式）及びその保有する指定袋等を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による還付の額は、指定通知者が保有する指定袋等に相当する瀬戸市一般廃棄物処理手数料から相当分の取扱委託料を差し引いた金額を上限とし、その単位は次に掲げる各号によるものとする。なお、市指定ごみ袋については、新品かつ未開封品に限る。

(1) 粗大ごみ処理券 1枚単位

(2) 市指定ごみ袋 1箱単位

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。